申込資格 その2

◆ 「車いす常用者向け住宅」、「身体障害者向け住宅」又は「高齢者向け住宅」に申込みをするには、7、8ページの申込資格に加えて、次の要件にあてはまることが必要です。その他、入居者を限定した住宅の公募を行う場合の申込資格については、公募の際にお配りする「募集住宅一覧」でご確認ください。（なお、「家族向け」、「小家族及び単身者向け」、「単身者向け」の区分は、一般の市営住宅と同じです。【42ページ参照】）

■ 車いす常用者向け住宅（家族向け、小家族及び単身者向け、単身者向け）

入居する世帯員のいずれかが、車いすを常時使用し、かつ、下肢障害、体幹機能障害又は移動機能障害により、次の①又は②に該当する方であること。

① 身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けている方又は身体障害により障害基礎年金（1級、2級）又は障害厚生年金（1級、2級）を受給している方

② 戦傷病者手帳（特別項症から第6項症まで又は第1款症）の交付を受けている方

※ 住宅を整備した時期により、浴室等の仕様が旧タイプ（掘り込み型浴槽）の場合があります。

■ 身体障害者向け住宅（家族向け）※戸坂大畑住宅（東区）のみ

入居する世帯員のいずれかが、下肢障害、体幹機能障害又は移動機能障害により、上記の「車いす常用者向け住宅」の①又は②の条件に該当する方であること。

■ 高齢者向け住宅（小家族及び単身者向け、単身者向け）※江波沖住宅（中区）・吉島住宅（中区）・京橋住宅（南区）

次の①及び②の両方に該当すること。

① 次のア～エのいずれかに該当する世帯

ア. 少なくとも一方が60歳以上の夫婦（内縁関係を含む）のみからなる世帯

イ. 少なくとも一方が60歳以上のパートナーのみからなる世帯

ウ. 60歳以上の親族のみからなる世帯

エ. 60歳以上の単身世帯

② 独立して生活するには不安があるが、自炊が可能な程度の健康状態であること。

【注意事項】

◎ この住宅では、生活援助員が生活上の相談や安否の確認を行います。

◎ 住戸内には、安否通報機器と緊急通報機器を設置しており、安否の情報や緊急事態を生活援助員に知らせることができます。

◎ 緊急時に入室するため、入居の際には住宅の鍵をお預かりします。

◎ 広島市生活援助員派遣事業の利用料が必要となります（次表のとおり）。

生活援助員等の利用がない場合でも、毎月利用料を納めていただきます。

利用者世帯の階層区分	利用料／月
生活保護法による被保護世帯及び支援給付受給世帯	0円
生計中心者の市民税が非課税の世帯	0円
生計中心者の市民税所得割額が8,000円以下の世帯	1,500円
生計中心者の市民税所得割額が8,000円超21,000円以下の世帯	2,600円
生計中心者の市民税所得割額が21,000円超27,000円以下の世帯	3,800円
生計中心者の市民税所得割額が27,000円超の世帯	4,900円

※利用料は毎年変わることがあります。

※平成30年4月の税制改正により、同年6月以降の市民税所得割の税率は8％となりましたが、当該利用料については従前どおりの税率（6％）を用いて算定を行います。

■ 若年及び子育て世帯向け住宅（家族向け、小家族及び単身者向け）

次の①及び②のいずれかに該当すること。

① 夫婦（内縁関係を含む）、パートナーの満年齢の合計が80歳未満の世帯、又は、親の満年齢が40歳未満の母子・父子世帯

② 同居予定者に18歳未満の子どもがいる世帯

※現在、広島市内の市営住宅や県営住宅に入居している方（同居予定者を含む）を含めた申込みはできません。

《注意事項》

1　夫婦（内縁関係を含む。）、パートナーを分離しての申込みはできません。

ただし、次の場合は、申込みをすることができます。

①　裁判所に調停を申し立て、離婚調停を行っている場合。ただし、期限（下記【表２】）までに離婚の届出を行わなければ、入居できません。（二次審査時の必要書類等については、25ページ）

②　公的機関等により、ひとり親世帯又はＤＶ被害者と認定されている場合。（二次審査時の必要書類については、22ページを参考にしてください）

2　結婚、就職等の合理的な理由なく現に同居している親族を分離した申込みはできません。

3　条件付きでの申込み（婚姻予定、持ち家売却予定、離婚調停中、退職予定）について

下表に掲げる期限（「条件成就期限」）までに当該条件が整う必要があります。

【表２】

募集月	条件成就期限
令和５年５月	令和５年７月31日（月）
令和５年８月	令和５年10月31日（火）
令和５年11月	令和６年１月31日（水）
令和６年２月	令和６年４月30日（火）

※　二次審査時の必要書類等については、25ページ

4　車いす常用者向け住宅・身体障害者向け住宅について

入居後、当該障害者が居住しなくなった場合は、一般の市営住宅に移転していただきます（移転に伴う費用は、市が市の基準により負担します。）。

5　身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）と同伴で入居される場合について

二次審査時に届出が必要になりますので、入居候補者になられた場合は、区役所建築課にお知らせください。

6　申込みができる住宅は、入居人数に応じて、次のとおりです。

区　分	入居人数	募集住宅一覧表の区分
家　族	2～3人	「家族向け」、「家族向け（単身者入居可）」又は「小家族及び単身者向け」
	4人以上	「家族向け」、「家族向け（単身者入居可）」又は「多家族向け」
単　身		「単身者向け」、「小家族及び単身者向け」又は「家族向け（単身者入居可）」